

# 環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成13年6月12日制定  
令和7年4月1日最終改正  
一般社団法人群馬県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するため、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する新車新規登録自動車であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) ハイブリット自動車
- (3) 電気自動車
- (4) 燃料電池自動車

2 「事業の完了」とは、車両の導入及び支払い又はリース契約の完了をいう。

## (助成対象事業者)

第3条 助成対象者は、当協会が定める会員（以下「会員」という。）とする。ただし、会費の滞納がない者とする。

なお、「電気自動車」及び「燃料電池自動車」については、リースの場合は車両の使用  
者に対し、買取の場合は車両の所有者に対し、次の条件を付す。

・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項1号に掲げる中小企業者（資  
本金3億円以下または従業員300人以下）の事業者であること。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。

2 消費税は助成の対象外とする。

## (車両の登録及び車両代金の支払い等)

第5条 助成金の対象となる車両は、購入またはリースにより導入し、かつ令和7年4月1日  
から令和8年2月20日までに登録及び車両代金の支払い等について完了しなければならない。

2 前項の登録は初度登録で、かつ使用の本拠を県内に置くものでなければならない。

## (助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、別に定める「環境対応車導入促進助成金交付申  
請書」を令和8年1月20日までに、県ト協に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第7条 県ト協は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、別に定める「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」等により、会員に通知するものとする。

2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(導入実績報告)

第8条 会員は、県ト協に対し、事業の完了から2ヶ月以内または令和8年2月20日のいずれか早い日までに「環境対応車導入促進助成事業実績報告(請求)書」(以下「実績報告書」という。)を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、所定の方法により助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第11条 会員は、交付決定後、申請内容を変更し、或いは、取下げるときは速やかに県ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第12条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は、当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 会員が県ト協を脱会したとき。

(5) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員へ交付されているときは、県ト協は、会員に対して期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

4 前項の規定により返還を命じられた事業者については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定をおこなわないものとする。

(財産処分の制限)

第13条 会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(1) 最大積載量2トン以下のトラック 3年

(2) 最大積載量2トン超のトラック 4年

2 前項の財産処分および前条の助成金返還の手続き等については、県ト協が別に定める。

(管理台帳等の作成、保管)

第14条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するものとする。

(導入効果などの報告)

第15条 会員は、県ト協から環境対応車導入の効果等について求められた場合は、別に定める調査票に基づき、県ト協に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定めるものとする。

(附 則)

1 本要綱は、平成13年4月1日から適用する。

(附則)

1 本要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第4条関係）

### 令和7年度低公害車助成額一覧

#### ◎天然ガス自動車

（単位＝円）

| 区分 | 全ト協       | 県ト協     |
|----|-----------|---------|
| 小型 | 122,000   | 121,000 |
| 中型 | 459,000   | 458,000 |
| 大型 | 1,000,000 | —       |

#### ◎ハイブリッド自動車

（単位＝円）

| 区分 | 全ト協     | 県ト協     |
|----|---------|---------|
| 小型 | 97,000  | 96,000  |
| 中型 | 335,000 | 335,000 |
| 大型 | 600,000 | —       |

#### ◎電気自動車

（単位＝円）

| 区分 | 全ト協     | 県ト協 |
|----|---------|-----|
| 小型 | 300,000 | —   |

#### ◎燃料電池自動車

（単位＝円）

| 区分 | 全ト協     | 県ト協 |
|----|---------|-----|
| 小型 | 300,000 | —   |

※ 全ト協助成事業の「燃料電池自動車」「電気自動車」については、リースの場合は車両の使用  
者に対し、買取りの場合は車両の所有者に対し、次の条件を付す。

- ・ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者  
(資本金3億円以下または従業員数300人以下)

申請書提出期日：令和8年1月20日(火)迄

※期日を過ぎた場合、予算が終了した場合は受付できません。

別添（第6条関係）

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会  
会長 武井 宏 殿  
(FAX 027-261-7576)

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 氏 名  
担 当 者 氏 名  
連 絡 先



令和7年度「環境対応車導入促進助成金交付申請書」

| 導入希望車種                        | 区 分  | メーカー及び車名 (通称) | 台数 | 導入区分 |     | 導入予定時期 |
|-------------------------------|--|---------------|----|------|-----|--------|
|                               |  |               |    | 買取   | リース |        |
| CNG車                          | 小 型  | メーカー：<br>車名：  |    |      |     |        |
|                               | 中 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
|                               | 大 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
| ハイブリッド車                       | 小 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
|                               | 中 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
|                               | 大 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
| 電気自動車                         | 小 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
| 燃料電池自動車                       | 小 型  | メーカー：<br>車 名： |    |      |     |        |
| 備 考<br>自動車販売会社<br>(担当者氏名：連絡先) | 販売会社名：_____<br><br>(担当者： _____ 連絡先： _____) |               |    |      |     |        |

※導入区分は、買取・リースのいずれかの欄に○印をご記入下さい。  
※会員事業者が申請していない場合のトラブル等が発生しています。  
必ず自動車販売店ご担当者が申請した場合は、会員事業者へ申請したことをご連絡をお願いします。

|       |
|-------|
| 受付印   |
|       |
| 受付No. |

(第8条関係)

令和 年 月 日

## 環境対応車導入促進助成金事業実績報告(請求)書

一般社団法人群馬県トラック協会  
会長 武井 宏 殿住 所  
会 社 名  
代表者 氏 名

印

令和 年 月 日に交付決定を受けた環境対応車導入促進助成事業を実施しましたので「環境車導入促進助成金交付要綱」第8条の規定に基づき関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

- 1 交付請求額 台 金 円
- 2 確認番号 1025
- 3 添付書類 (用紙サイズは全てA4判に統一)
  - (1) 自動車検査証及び自動車検査証記録事項(写)
  - (2) ア) 買取の場合：車両代金支払に係る領収書(写)  
※インターネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書と合わせて、必ず引き落とされたことが確認できる通帳の(写)等を添付してください。  
イ) リースの場合：リース契約書(写)
- 4 助成金の振込先  
(振込先口座)

|       |       |     |  |  |  |  |  |    |
|-------|-------|-----|--|--|--|--|--|----|
| 金融機関名 |       |     |  |  |  |  |  | 支店 |
| 口座番号  | 当座・普通 | No. |  |  |  |  |  |    |
| 口座名   | フリガナ  |     |  |  |  |  |  |    |

※口座番号が7桁に満たない場合は、先頭部分に「0」を入力して、全部で7桁となるように入力してください。